

渋民振興会臨時職員給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、渋民振興会(以下「本会」という。) 職員就業規則第3条第1項第3号の臨時職員等の給与に関し必要な事項について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本給

(2) 手当

ア通勤手当

(3) 割増賃金

ア時間外勤務割増賃金

イ休日勤務割増賃金

ウ深夜勤務割増賃金

(給与の支給日)

第3条 職員の給与は、翌月15日に支給する。ただし、支給日が休日、祝祭日に当たるときは翌営業日に支給する。

(源泉所得税等の控除)

第4条 次の各号に掲げるものは、給与を支給するときに控除するものとする。

(1) 源泉所得税

(2) 職員代表からの申し出がありかつ本会が適当と認めたもの

(基本給)

第5条 職員の基本給は別表第1の定めによる。

(給与の減額)

第6条 職員が欠勤(遅刻、早退、私用外出を含む)したときは、その欠勤時間につき時間割計算により算出した給与額を減額し支給する。

基本給×欠勤時間数

2 前項の計算により1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(給与の減額の適用除外)

第7条 前条の規定に関わらず職員就業規則第18条の年次休暇、第20条の特別休暇の場合には、特に定めるもののほか、給与の減額は行わない。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、通勤のため自動車を使用することを常とし、片道2キロメートルを越える者に対し、別紙第2により支給する。

(通勤届出)

第9条 職員は、新たに前条の要件を具備するに至ったとき又は住居、通勤経路、通勤方法を変更したときは通勤届（様式第1号）により直ちに届け出なければならない。

(割増賃金)

第10条 所定労働時間を越えて勤務した場合には、時間外勤務割増賃金を、休日に勤務した場合には、休日勤務割増賃金を、深夜（午後10時から午前5時までの間）に勤務した場合は、深夜勤務割増賃金を、それぞれ以下の計算により支給する。

時間外勤務割増賃金	基本給×1.25×時間外勤務時間数
休日勤務割増賃金	基本給×1.35×休日勤務時間数
深夜勤務割増賃金	基本給×0.25×深夜勤務時間数

2 法定労働時間を超えて、時間外勤務および休日勤務を行い勤務が深夜に及んだ場合は、それぞれ時間外勤務割増賃金または休日勤務割増賃金と深夜勤務割増賃金を合計した額を支給する。

3 休日に勤務することを命ぜられ振替休日を与えられた場合は、当該休日勤務は通常の勤務日に勤務したものとみなし、休日勤務賃金は支給しない。

(割増賃金の勤務時間の端数処理)

第11条 時間外勤務、休日勤務および深夜勤務の勤務時間を算出する場合、割増賃金ごとに賃金計算期間の勤務時間を合計し、それぞれの1時間未満の端数が生じたときは30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げて計算する。

(休職期間中の給与)

第12条 原則として、就業規則に規定する休職期間中は給与を支給しない。ただし、本会が特に必要と認めた場合は給与の2分の1を限度として支給することがある。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか、臨時職員の給与に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

4－1－2 臨時職員給与に関する規程

別表第1（第5条関係）

臨時職員の基本給

職務の区分	月額又は1時間当たりの区分	基本給（円）
施設管理人・清掃員	1時間当たり	1,410
臨時職員	1時間当たり	1,280

別表第2（第8条関係）

通勤手当

距離	支給額（勤務日数1日につき）
片道2キロメートル以上4キロメートル未満	119円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	176円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	228円
片道8キロメートル以上10キロメートル未満	280円
片道10キロメートル以上12キロメートル未満	333円
片道12キロメートル以上14キロメートル未満	385円
片道14キロメートル以上16キロメートル未満	442円
片道16キロメートル以上18キロメートル未満	500円
片道18キロメートル以上	552円

様式第 1 (第 9 条関係)

通 勤 届

令和 年 月 日提出

勤務先	一関市渋民市民センター		主な届出事由 ○新規 ○住居の変更 ○通勤経路の変更 ○通勤方法の変更 上記事実の発生年月日 令和 年 月 日
氏名			
住所			
経路	通勤方法	区間	距離 (km)
1		自宅 から まで	
2		から まで	
3		から まで	
計			
自宅から勤務先までの略経路図			

- 1 この届には、通常の通勤の実情を記入し、例外的な方法等は記入しないこと。
- 2 「主な届出事由」欄には、この届を行う主な原因の一にのみレを付すこと。
- 3 「通勤方法」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車等を記入すること。